

報告案件（5）豊田市地域公共交通計画に基づく共助交通への支援について

1 生活交通の位置付け

- 豊田市地域公共交通計画では、生活交通の再構築を重点施策として掲げる
- 生活交通の位置付けは表1の通り、従来の地域バスだけでなく、デマンド交通、タクシー、住民間の助け合いによる送迎など、地域の実態に応じた「自助・共助・公助」による多様な移動手段を組み合わせることで確保する

表1 生活交通の位置付け（出典：豊田市地域公共交通計画）

機能・役割	主な利用	運行区間	具体例
地域内交通	少量・個別輸送に適しており、 基幹交通を補完 し、日常生活の移動を支える	主に買い物・通院等の移動需要に対応する	地域内にある基幹交通との結節点への接続を前提に、原則は地域内を運行する <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域連絡バスを除く地域バス ■ 地域タクシー ■ 共助による輸送など
タクシー	個々の様々な移動需要に対応する	市内全域を運行する	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般タクシー

※用語の説明

- 「共助交通」 …住民共助の仕組みを取り入れた移動の総称を指す
 例：共助による輸送
 地域運営によるタクシーを活用した移動支援
- 「共助による輸送」 …共助交通のうち、自家用車での輸送など、住民同士が協力し移動手段を確保すること。有償、無償のケースが考えられる

2 生活交通の新規導入に向けた手順について

(1) 住民共助による取組の現状

- 現在、足助・旭・稲武地区ではたすけあいカー（自家用無償）による輸送を実施、また、タクシー活用と共助による輸送の組合せを実施する自治体もある
- 上記以外の地域からも新規導入を望む声はあり、市も地域と共に検討を進める

(2) 地域内交通の新規導入

- 持続可能な生活交通の構築に向けては地域住民の主体的な関与が必要不可欠
- 計画で示す新規導入の一般的な導入フローは図1のとおり

STEP 1 地域住民を主体とした移動対策の検討会を立ち上げる

STEP 2・STEP 3

移動実態、ニーズや今後の移動需要の確認を行い、既存交通の活用 ⇒ 新規導入の検討 の順で対応を検討

※道路運送法による区分については、図2を参照

STEP 4 試験運行に向けた計画の作成

STEP 5 試験運行を開始（半年～2年程度）

財政面、運用面などの持続可能性を中心に実施内容を評価

STEP 6 本運行の実施、定期的な運行内容の評価・改善

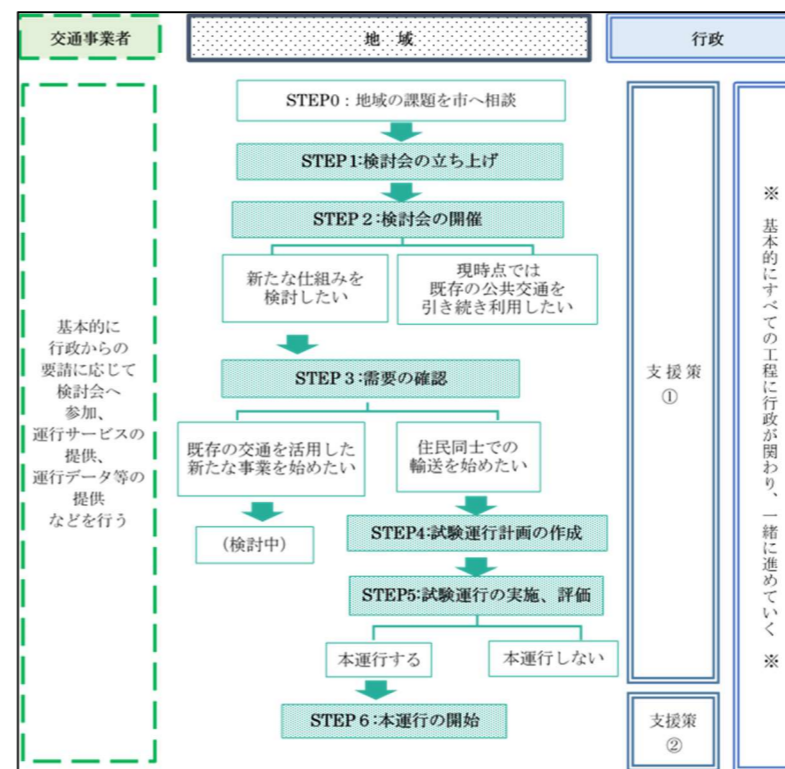


図1 検討フロー

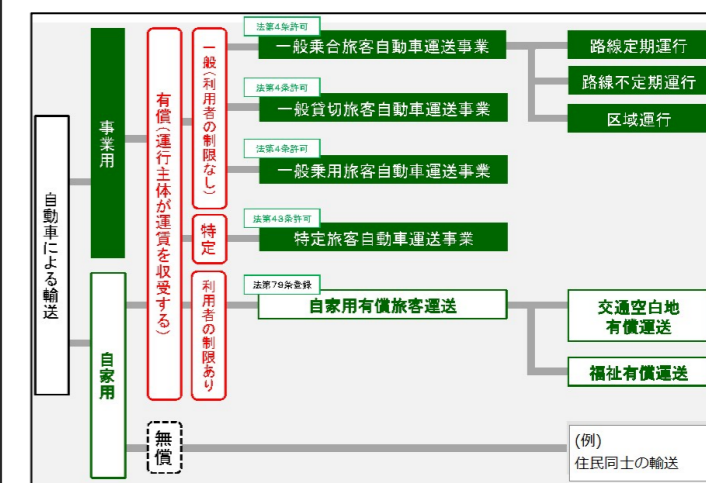


図2 道路運送法上の事業区分と運行形態

（引用元：北陸信越運輸局 公共交通セミナー資料）

3 生活交通の新規導入に向けた支援について

(1) 方針

- 取組を加速させるため、令和5年度から以下の支援を実施予定（総額1,569千円）
- 特に地域組織での検討支援を重点的にを行い、持続可能な共助交通を創り上げる
- 各地域で検討が始まった場合には、交通事業者へも適宜情報提供を行う

①組織の立ち上げから本運行に至るまで（STEP0～STEP5）の支援

・交通専門家派遣支援事業

主体的に検討する地域に交通の専門家を派遣、本運行に至るまでの過程において住民の取組に対して助言等を実施

・共助交通導入サポート事業

新規で住民同士の輸送を検討する地域において、運営組織の立ち上げから試験運行までの一定期間のサポートを実施

②既に共助による輸送を行っている（STEP6）地域への支援

・運転者安全講習支援事業

・移動支援サービス専用自動車保険料支援事業

住民同士の輸送を行う団体のドライバーに対して安全運転講習の場を提供することや、自動車保険料の支援を実施

(2) 今後に向けて

- 共助交通支援策の充実を進める（令和5年度制度化予定）
- 共助交通の進捗については、地域公共交通計画の評価に合わせて実施する予定